

種の指定に関する問題その2

種指定を拡大し地域個体群も対象へ

提言

国内希少野生動植物種の指定を、種だけではなく、個体群も対象とし、絶滅のおそれのある地域個体群も指定できるようにすべきである。また、種の保存の定義についても米国の「絶滅危惧種法」(Endangered Species Act)の定義「魚類、野生生物もしくは植物の亜種、魚類もしくは野生生物の種のすべての地域個体群」を含むようにすべきである。

関連条文

第1条(目的)、第2条(責務)、第4条(定義)

解説1

我が国は、生物多様性条約を批准している。生物多様性条約では、「第八条生息域内保全」の(k)において、「脅威にさらされている種及び個体群を保護するために必要な法令その他の規制措置を定め又は維持すること」とある。

さらに、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意する必要がある。

「生息地」とは、生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型をいう。

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう。

また、(d)において「生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。」と明記されている。

解説2

「種の保存法」は、種の回復をはかり、同法の適用を不要とすることを究極的な目的とするものである。そのためには、予防原則を徹底し、絶滅のおそれが顕在化する以前の段階から、十分な保護措置を講ずることが必要である。

そのため、すでに絶滅の危機に瀕した絶滅危惧種だけでなく、その予備軍というべき膨大な数の準絶滅危惧種に対しても、絶滅危惧種に準じた法的保護を与えることが必要である。

さらに、地域個体群についても、これまで他の地域に同じ種のもが存在し、種レベル・全国レベルでは絶滅のおそれがないという理由で、当該地域個体群に影響を与える行為が容認されてきた。その結果、地域個体群の絶滅が促進され、日本で最後に残された地域個体群と認識されるまでは、法的保護の対象にならないものとされてきた。したがって、保護種の範囲を拡大し、準絶滅危惧種や地域個体群についても、絶滅危惧種に準じた法的保護を与える必要がある。

*地域個体群についても、種の保存法の適用上独立の「種」として扱い、政令指定種に含めること。
*準絶滅危惧種や地域個体群の指定に際しては、不確実性を理由に先延ばししないという「疑わしきは保護せよ」の予防原則に徹し、法的に保護すること。

事例：ツキノワグマ

ツキノワグマは、ヒマラヤ南麓から東南アジア北部、中国東北部、台湾、海南島に分布し、国内では本州以南に生息する森林性哺乳類の最大の種で、アンブレラ種である。国際的には、ワシントン条約の附属書Ⅰに掲載され取引が規制されるとともに、「種の保存法」では国際希少野生動植物種に指定され、譲渡し等が規制されている。現在、ツキノワグマは全国的な減少が懸念されており、環境省のレッドデータブックでは西日本地域など6つの地域個体群が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている。ツキノワグマに限らず、ある生物個体の集まり地域個体群と呼ばれる——が孤立化して他の個体群と個体の行き来がなくなり、その結果、遺伝子の交換がなくなると、その集団が地域的に絶滅する確率は急速に高まる。四国剣山山地、西中国山地、東中国山地の地域個体群であるツキノワグマは、個体数が減少し危機的な状況にある。特に本州に生息するツキノワグマ個体群と遺伝的交流がない四国剣山山地の個体群は、地域的な生物学的・生態学的特徴をもつと考えられているが、その詳細については、ほとんど調べられていない。推定頭数10～20頭であり、早急に具体的な保全策を立てる必要がある。

参考：米国種の保存法概説、30-32p、ダニエル・J・ロルフ著、関根孝道 信山社

コラム

「地方の希少動植物保存条例に学ぶ」

「種の保存法」が成立して以来、ほとんどの都道府県が地方版レッドリストの作成にとり組み、多くの都道府県で希少動植物保存条例が生まれている。長野県希少野生動植物保存条例は、種の保存法や他の都道府県の条例にない特色を有している。一つは条例指定種を二つのランクに分け、特別指定希少野生動植物種には捕獲採取禁止などの規制的措置を、指定希少野生動植物種には回復計画などの措置を優先することができるようになっている点だ。これによって、密猟・盗掘などが減少要因となっている種は特別指定種に、里山の維持管理などが減少要因となっている種は指定種にすることで、保全回復のメニューを増やすことができる。また、県が公共事業を行うにあたって、特別指定種の生息生育が確認されれば事前に計画変更を、指定種の生息生育が確認されれば事前に配慮が求められる。「種の保存法」も地方の条例に追いつくように、レベルアップが求められる。